企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称<u>: 全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ</u> <u>III-1 (バヌアツ、フィジー、パキスタン)</u> (QCBS)

調達管理番号:22a00124

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下 JICA という)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022 年 8 月 10 日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年8月10日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1 (バヌアツ、フィジー、パキスタン) (QCBS)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください ¹。(全費目課税)
 - ()「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規 定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として 整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は 加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4)契約履行期間(予定):2022年10月 ~ 2023年11月 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の 現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。 これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。
- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を超えますので、前金払の上限額 を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降):契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口 調達・派遣業務部 契約第一課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp、

担当者メールアドレス: Kawaguchi. Kei ji@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年8月16日 12時
2	企画競争説明書に対する質問締切	2022年8月24日 12時
3	質問への回答	第1回 回答日
	8月17日までの受領分	2022年8月22日 12時
4	質問への回答	第2回(最終)回答日
		2022年8月29日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ	プロポーザル等の提出期限日の
	作成依頼	4 営業日前から1 営業日前の正午
		まで
6	本見積額(電子入札システムへ送	2022年9月2日 12時
	信)、本見積書及び別見積書、プ	
	ロポーザル等の提出日	
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
8	見積書の開封	2022年9月20日 15時
9	評価結果の通知日	2022年9月27日
10	技術評価説明の申込日(順位が第	評価結果の通知メールの送付日の
	1位の者を除く)	翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022年4月)」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については別添「事後評価業務における排除者条項」を参照。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2) に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託 契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照)。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html)

- 提供資料:
- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記4. (3)日程参照
 - 2)提出先:上記4. (1)選定手続き窓口

(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者メールアドレス)

- 3) 提出方法:電子メール
 - ① 件名:「【質問】調達管理番号 案件名」
 - ② 添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
 - 注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL の「公示共通資料」を参照してください。
 - **注2**) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り しています。
 - 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
- (2)回答方法

上記4.(3)日程のとおり、原則2回に分けて JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

8. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限: 上記4. (3)日程参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案 書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格</u> 納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日 程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4. (3) 日程の提出期限日までに、別途メールで e-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)
 - ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書 [例:22a00124_〇〇株式会社_見積書]
 - ③ 本文:特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル:「22a00124 〇〇株式会社 見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、 JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。color: color: co

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、</u> 全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	4 0 %以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格一見積価格)/予定価格]×100+80 【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 1 2 0 - [(予定価格-見積価格)/予定価格] × 1 0 0

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × O. 8 + (価格評価点) × O. 2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

【事後評価業務における排除者条項】

- 1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる 以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及 び業務従事者になることができません²。
- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査/準備調査等の事 前の調査の評価分析を含む)、概略/基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施 工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの 分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事した ことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制 度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在 外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、お よび右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門 家として従事した個人

【注意】

- 2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従 事は上記制限の対象とはしません。
- 3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容(TOR) から生じる評価業務との関係度合等)が本件業務における評価の中立性・独立性に与 える影響が考慮されます。
- 4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧 OECF、旧JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。
- 5. JVによる応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する 場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の軽減・防止策を確認するとともに、評 価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。
- 6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記1. に該当する場合、応札 法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の補足的説明】

上記 1. ①~④に該当する業務に従事していても、それが評価の中立性・独立性に 影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。 該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・ 人月等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて(従事した業務内

² 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評 価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください。

容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、<u>8月26日(金)12時までに、評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)に情報を提出ください</u>。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、 上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

混乱を避けるため、利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに<u>評価部事業評価第一課宛(evte1@jica.go.jp)</u>に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連 番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の軽減・ 防止策(*3)
1	(例)準備・形成段階の調査	評価業務の有効性にお	本業務の総括・該
	における各種データ収集を	けるベースライン値が	当案件の担当(評
	法人として受託した。1人	関係するが、 <u>評価の判</u>	価者)は左記業務
	月	断とは直接の関係が無	に携わった者と異
		<u>[,</u>	なる要員を充て、
2,	(例)案件の実施支援で、セ	評価業務の成果におい	両者の間で、情報
3,	ミナー開催支援(ロジステ	てセミナーの回数・内	のファイアーウォ
4	ィックサポート)を法人と	容等が関係するが、 <u>受</u>	一ルを設ける。
	して受託した。0.5 人月	託内容と評価判断(セ	
		<u>ミナーの成果)とは直</u>	
		接の関係が無い。	
1	(例)J/Vの一員(A社)が	当該事業の指標及び目	X事業の事後評価
	X事業で、案件準備の業務	標値設定を支援してお	は総括・担当者と
	受託をした。5 人月	り、有効性の判断で利	もに JV を構成する
		益相反が発生する可能	B 社が担う。 <u>その</u>
		性がある。	際、A 社と B 社で
			情報共有を行わな
			<u>い。</u>

- (*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。
- (*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。
- (*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、 JICA に提示願います。

以上

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と**受注者名**(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-1(バヌアツ、フィジー、パキスタン)(QCBS)」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、有償資金協力(円借款)事業については原則事業完成2年後までに実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No	国名	スキーム	案件名
1	バヌアツ	円借款	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業 /ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事 業(II) (一体評価)
2	フィジー	円借款	災害復旧スタンドバイ借款
3	パキスタン	技術協力/	パンジャブ州農民参加型灌漑農業強化プロジェクト/パンジャブ州灌漑システム改善事業(一体評価) 【机上調査】
4	パキスタン	無償資金	シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画 /シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計 画(一体評価) 【机上調査】

※ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件:No.1(バヌアツ)

※誰一人取り残さない (Leave No One Behind、以後 LNOB とする) にかかる詳細分析を含む案件: No.4 (パキスタン)

第4条 業務の実施方針及び留意事項

(1)調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実 施するため、別に指示がない限り、評価6基準(妥当性、整合性、有効性、イン パクト、持続性、効率性)³及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・ 確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行 うこと。

- ▶ 外部事後評価レファレンス(2022 年度版)⁴
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- ▶ JICA 事業評価ガイドライン (第2版)⁵
- ▶ JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2. 0) ⁶

(2)安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを 踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない 場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的 ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調 査補助員による踏査により実施する。新型コロナウイルスの影響や治安上の理由 により、現地への渡航が難しくなった場合は、状況に合わせて業務方針を見直す こととする。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁷。

- 1) バヌアツ:ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業/ポートビラ港ラペ タシ国際多目的埠頭整備事業(II)(一体評価)
- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト(バヌアツ国シェファ州ポートビ ラ市、ラペタシ国際多目的埠頭)の現状を踏査して情報収集をする。インフラ・ 公共事業省、イフィラ港湾開発&サービスについては業務従事者が現地調査補助 員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・整備した埠頭については、その整備や維持管理状況(誰がどのように管理し、問 題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関 の人員、予算や技術は十分であるか等)を確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標 ①ポートビラ港におけるコンテナ貨物取扱量(TEU/年)、②ポートビラ港におけ る輸入貨物の平均滞留日数の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値 を確認する。また、埠頭の耐震性の強化、港湾内での船舶混雑解消によって船舶 交通の安全性向上に貢献したかどうか確認する。
- ・港の規模拡大及び旅客との分離がもたらす長期的なインパクトとしては、貨物取 扱能力の向上と国際埠頭としての競争力向上、輸出・輸入産業の拡大、雇用機会

³ 評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断 することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標 データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。

⁴ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html よりダウンロード可

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法 (踏査先を含む) については、調査の効率性や安全対策等の観点か ら、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契 約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

- の創出、観光客船航行の円滑化と観光の活性化が想定されていた。これらのインパクトの発現状況、加えて本事業の貢献度につき分析する。
- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を受けやすい地域に該当し、カテゴリーAに分類されていた。特にポートビラ湾内の海水については、浄化槽や排水トラップの設置により水質汚濁を最小限にとどめ、汚濁防止膜の設置により浚渫工事の影響を緩和する予定であった。また、事業対象地の一部に確認されていたサンゴ礁(31種)を近隣へ移植・移設して保全する必要があり、インフラ・公共事業省が工事中及び供用時に、本事業の環境管理・モニタリング計画に基づき、サンゴ等の海洋生物、海水の水質等についてモニタリングすることになっていた。左記ガイドライン及び本事業の環境管理・モニタリング計画に則り適切な対応がとられていたかを同省及び農業・畜産・林業・水産・検疫省の水産局に確認し、正負のインパクトに留意して分析する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「有償勘定技術支援にて実施機関であるインフラ・公共事業省等関係機関に対し、建設のみならず港湾の運営管理に関するアドバイスを行い、体制に万全を期す。港湾へのアクセス道路は既に確保されているが、貨物量の増加に備えて、本事業と併せて、更に ADB 支援によるポートビラ都市開発事業にて港湾道路の再整備がなされる」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くバヌアツ国の住民が想定されるが、特定の 用途に用いられる埠頭整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやす い受益者の指定は行わない。
- 2) フィジー:災害復旧スタンドバイ借款
- ・本事業は政策アクションマトリックスにて、「①災害リスク管理のための防災ガバナンスの強化、②強靱化に向けた災害リスク削減への投資促進、③災害リスクの理解及び効果的な災害への準備の促進」からなる3つの分野を設定し、その下で重要な政策アクションを選定し、当該アクションのフィジー政府による実施を支援した。各分野で想定されたアクションは以下の通り。
 - ① 災害リスク管理のための防災ガバナンスの強化: ハザードアセスメントに基づく地方防災計画の策定、地方防災計画ガイドラインの策定、防災白書の発行(毎年)
 - ②強靱化に向けた災害リスク削減への投資促進:ナンディ川洪水対策マスタープランの優先事業の実施、国家防災政策ロードマップ(中期的な年度ごとの事業展開計画)の策定、同ロードマップ上の優先投資事業への予算手当
 - ③ 災害リスクの理解及び効果的な災害への準備の促進:地方自治体におけるハザードアセスメントの実施、過去の災害被害情報のデータベース化
- ・原則、関係省庁を通じて情報収集、現状把握を行うことを想定する。経済省、国家 防災管理局、河川環境省、気象局については、業務従事者が踏査して情報を収集 する。なお、質問票の回収及びメール・電話・オンライン等での補足、現地調査 補助員による情報収集を主とし、業務従事者の現地調査は1回とする。なお、本 件はプログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。

【基本方針】

A) 評価項目

- ・プロジェクト型借款と同様、評価 6 基準の枠組みを基本に以下の整理を行うが、 分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。可能 であれば「持続性」「JICAの付加価値」も分析対象とする。
- 「効率性」は分析・評価しない。

B) レーティング

- ・サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。
- ・「妥当性」では、a) 開発政策との整合性、b) ニーズとの整合性(資金ニーズと開発ニーズ)、c) 事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。
- ・「整合性」では、a) 日本の援助政策との整合性、b) 日本、JICA や他機関の他事業との整合性を分析する。妥当性の c) 事業計画・アプローチ等の適切さにおいては、政策マトリックスの論理的経路(causal chain)の整理とその適切性の分析を行う。
- ・「有効性」では、政策アクションの実行状況、アウトカム指標の達成度を分析する。具体的には、定量的効果として設定されている、災害リスク管理のための防災ガバナンスの強化、強靭化に向けた災害リスク削減への投資促進、災害リスクの理解及び効果的な災害への準備の促進について達成度を分析する。

その他該当すれば、以下の点も加味する。

- 事前に構築されている政策改革がアウトカム・インパクトに至る論理的経路 を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの 指標や目標値・目標年)を再設定する。
- 可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の目標に与えた効果を 分析しつつ、その目標の達成度を評価する。
- 借款が当該国の財政に大きなインパクトをもたらしている場合は、事業の資金効果(flow of funds effects)を分析の視点に含める。
- ・「インパクト」は、インプット(政策アクション)から生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。具体的には、定性的効果として設定されている、災害発生後のフィジー政府の財政基盤の安定化、災害復旧事業の迅速化、被災住民の生活回復・安定化、持続的な経済成長について、把握・分析する。
- ・可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み(維持されないリスク)に ついて把握・分析を実施する。
- ・その他、「適用・貢献」「付加価値・創造価値」の項目では政策対話を通じた JICA の付加価値/役割・貢献(JICA 専門家等のインプットなど、JICA の独自の強みを生かしたアクションの形成、投入タイミングの妥当性(改革を後押しする観点から、本事業が JICA の他スキームとの連携計画に基づく投入であったか))ついて分析する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「関連する JICA の技術協力等を考慮して政策マトリックスを計画したことが、政策アクション達成の成功要因であったとの教訓から本事業の政策マトリックスも関連する技術協力を念頭に置いたものとし、技術協力の実施機関である 国家防災管理局 (NDMO) の参画により政策アクションの継続的な実施を担保する 」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

- ・なお、本事業の最終受益者として、広くフィジー国民が想定されるが、プログラム借款で受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。
- 3) パキスタン:パンジャブ州農民参加型灌漑農業強化プロジェクト/パンジャブ 州灌漑システム改善事業(一体評価) 【机上調査】
- 本案件は、業務従事者の渡航を行わず、現地補助員による踏査等で調査を行う。
- ・本件は、上記 2 つのプロジェクトを一体評価するものである。両案件は同時期に 実施され相互に補完関係にある事業であることから、事業評価を一体的に行う。具 体的には、個別案件としての評価に加えて、①一体化された評価フレームワーク(案) 及び評価方針(案)、②事前事後比較表、③評価報告書(案)の作成を行う。また、 上記①及び②の作成過程で得られた、④事業評価の一体的実施の知見・示唆に係る 分析等をまとめる。
- ・調査に当たっては、原則パンジャブ州(バハワルプール灌漑管区、デラ・ガジ・ハーン灌漑管区、ファイサラバード灌漑管区)への視察の他、パンジャブ州灌漑・電力局 (The Irrigation and Power Department: IPD、パンジャブ州灌漑局 (Punjab Irrigation Department: PID)、農民組織、普及員などを通じて情報収集する。間き取り調査は、現地調査補助員が踏査して行うことを基本とする。現地調査補助員でも治安状況等の理由により踏査できない場合は、質問票の他に電話インタビューやオンライン等の手段を講じ情報収集のうえ評価分析を行うことを可とする。
- ・両案件で改修・支援したコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況(誰が どのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管 理に関する実施機関の人員、予算や技術、スペアパーツの入手実績や体制は十分で あるか、農民組織による管理は適切に行われているか等)、事後評価時点での予算 や技術は十分かどうか等について確認する。また、実施機関による農民組織の設立・ 育成支援及び地下水管理に係る支援の継続状況などについても確認を行う。 その 際、2020年度外部事後評価「チェナブ川下流灌漑用水路改修事業(円借款)」で抽 出された提言やその他留意事項についても確認を行う。
- ・有効性・インパクトについては、各プロジェクトの事前評価表に記載の指標を確認することを基本とする。また計画時に対象地域の小規模農民の所得の向上、地域住民の生活環境の改善などの貧困削減への効果も想定されており、さらにジェンダーの視点から農民組織活動への女性の参加を促すことも想定されていたため、それらの点についても確認を行う。
- ・一体評価を行うにあたり、インプット—アウトプット—アウトカムを図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。
- ・「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイド ライン」 (2002 年 4 月制定) において、カテゴリーB に分類されており、実施機関による水質、塩害の状況等に ついてのモニタリングが計画されていたため、計画通りに実施・モニタリングされているか確認し、正負のインパクトに留意する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「先行技プロの実施過程において、圃場レベルにおける節水を所管する農業局と圃場までの節水灌漑を所管する灌漑局との連携の重要性が認識されたものの、縦割り行政の弊 害による連携の不足、また、その連携の仕組みの不明確さ等の問題点も明らかとなった。本案件は両局の効果的な連携を通して総合的な節水灌漑技術及び灌漑施設の維持管 理手法を広く普及させ、節水効果を高めるために、FO 研修を活用し節水灌漑技術を農業局普及員により広く普及させる手法をとる」および「運営・維持管理を担う農民

組織 の設立・育成を支援するコンポーネントを含めることによって、事業の持続性を確保する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

- ・本事業の最終受益者として広く対象地域の農家が想定されるが、その中でも特に 女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評 価項目を確認するにあたっては、そうした取り残されやすい受益者へも公平な水配 分や裨益効果が発現されたか、既存資料等から確認できる範囲で客観的に確認する こと。
- 4) パキスタン:シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画/シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画(一体評価) 【机上調査】
- 本案件は、業務従事者の渡航を行わず、現地補助員による踏査等で調査を行う。
- ・本案件はシンド州南北の農村部において、女子児童生徒およびその家族にとって、 通いやすい(通わせやすい)教育環境を整備することで、女子就学率を改善し、ジェンダーおよび都市・農村間の格差是正を目指した二つの案件を一体的に評価する。
- ・原則、全サイトの現状把握を行うが対象となった 54 の学校(南部 29 初等学校および北部 25 前期中等学校)は州全体に散在しているため、南北よりそれぞれ 10 校ずつ選定⁸し、現地調査補助員が踏査する。残りの学校については質問票を通じて情報収集する。
- ・本事業で建設・拡張した以下のコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況 (誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運 営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)、事後評価 時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。

対象コンポーネント

【南部】

■ 女子初等学校29校(校舎37棟、便所30ブース)の建設・拡張

【北部】

- 女子前期中等学校25校(校舎26棟、便所24棟)、全166教室(教室97室、多目的室25室、校長室22室、倉庫室22室)の建設・拡張
- 上記の学校に対する教育家具、PC機材、太陽光発電システム
- ・有効性・インパクトに関しては、事前評価表に記載の定量的・定性的効果指標の確認を基本とし、実施機関であるシンド州教育・識字局や各学校の学校関係者へヒアリングを行って情報収集・分析する。また、事前評価表に記載の「使用できる教室数」はアウトプット指標と考えられるため、アウトプットとして整理し、代替指標を検討すること⁹。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「①十分な施工品質監理体制の確保を目的として、事業対象地域の絞り込み、及びサイト固有の条件を考慮した実現性のある工期バッチ分けの設定、並びに事前資格審査を通じ十分な能力を持つ現地建設業者の絞り込みを行う。②先方負担による維持管理予算および学

⁸ 現地補助員の踏査する南北 10 校ずつについては、各県を網羅することを前提とし、選定基準と共に踏査先の候補をプロポーザルで提案すること。但し、踏査対象サイトについては、契約後に発注者と受注者と安全管理の観点を含めて協議の上、決定する。

⁹ 考えられる代替指標があれば、プロポーザルで提案すること。

校運営に必要な教職員の配置を確保する。」点が明記されている。本事業では、 これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

・本事業の最終受益者として対象校の通学圏に居住する女子児童生徒が想定されるが、LNOBの視点を踏まえ公平な裨益が発現されたか、定性調査を通じて詳細分析を行い検証する。詳細は第5条(5)2)詳細分析に記載のとおり。

(3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹⁰を確保すること。

- ▶ 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- ▶ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- ▶ 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- ▶ 評価方針の確定(25営業日)
- 事前事後比較表の確定(25 営業日)
- 評価報告書の最終確定(30営業日)
- ▶ 評価報告書(英文)の確定(25 営業日)

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2」に基づいた記述とすること。

調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要(現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要)等を記載した実施機関向け資料(現地説明用資料(英文))を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

¹⁰ 現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲(業務従事者の現地不在期間中のフォローアップ等を含む)等については、プロポーザルにて提案してください。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を傭上することが望ましいと考えます。

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、 実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス(2022 年度)に基づき、対 象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査 で入手すべき情報を整理した評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る¹¹。

(3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票(英文)を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理(現地調査)

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(必要に応じて相手国関係機関)およびJICA事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICAが提供する既存資料を用いてJICAの事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。

(5) 定性調査

- (4)にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査として以下の定性調査を行う。本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。住民選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮しつつランダムに行う。
- 1) パンジャブ州灌漑システム改善事業(有償)、パンジャブ州農民参加型灌漑農業強化プロジェクト(附帯技プロ)

調査範囲:パンジャブ州灌漑システム改善事業で整備された灌漑用水路の範囲で利用地区が重ならないよう、また規模にも配慮し選定し、合計 30 農民組織を対象にインタビュー調査を行う。その際、附帯技プロによる灌漑管理システムのモデルを導入した組織と導入していない組織それぞれを対象とし、分析を行う。

調査内容:作付面積、主要作物の種類及び単収、農業粗収益額、生活環境・意識 の変化など

2) パキスタン「シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画/シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画(一体評価)」(定性調査)※LNOBにかかる調査

¹¹ 評価部の確認に15営業日(通常3回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

- ・LNOBの視点を踏まえ、定性調査の一環として下記の要領を基本に詳細分析を行い、 評価に反映させること。なお、2021年度テーマ別評価「"Leave No One Behind" 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書内に記載されている調査 上の工夫を参照すること。
- ・対象校のうち、School Management Committee を設置している学校を確認の上、南北よりそれぞれ 2 校ずつ選定し、各校において保護者 5-6 名¹²を対象に半構造型のフォーカスグループインタビュー(以下、FGI という)を行う。最終的な対象校の選定は安全管理の観点からシンド州教育・識字局および JICA パキスタン事務所と調整の上、決定する。
- ・対象校の通学圏内に居住している女子児童・生徒のうち、貧困、健康状態、親の意向、教員の人数・質、教育施設・カリキュラム・教材の質や学校までのアクセスの課題等、さまざまな要因で、取り残されてしまっている可能性のある潜在的児童生徒について対話し、そのような児童生徒について声があがった場合には、それらの家庭に対する働きかけ(就学に関する情報提供や家庭訪問等)やそのプロセスについて確認する。
- ・学校側については、人数の関係上 FGI の実施が難しいため、教員と校長に対して それぞれ半構造型のインタビューを行い、上記について同様に確認する。
- •FGI およびインタビューを実施する際には、対象グループおよび対象者によって、 ジェンダーに配慮したインタビュアーを配置することが望ましい。
- ・考察結果については、事業と関連性の高いインパクトが確認できた場合、有効性・インパクトのサブレーティングに加味するとともに、具体的なエピソードを抜粋して報告書内のコラムに纏める。また、有用な学びがあった場合には教訓を導出するものとする。なお、質問項目、インタビューの記録等は収集資料の一部として提出すること。
- ・本定性調査に要する業務量の目安として、現地調査補助員10人日分程度が、通常の住民インタビューに追加となることを想定している。

詳細分析

計和力划

- 1) ノンスコア項目(「主体的な振り返り」)にかかる分析
- ・上記対象案件のうち、バヌアツ:ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業 /ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業 (II) については、他機関と 積極的な連携を図り、状況の変化に柔軟に対応する上で果たした、JICA 関係者の 役割、貢献について、評価 6 基準とは異なる視点で詳細に分析を行う。本詳細分析は報告書内のノンスコア項目「適応・貢献」、またはコラムとして纏める。また、本項目については、6 基準に基づく評価判断、例えば妥当性・整合性の項目 「事業計画やアプローチ等の適切さ」または「外的整合性」への評価判断に利用 する場合は、評価部と確認の上で利用すること。また、インタビューの議事録は 収集資料として提出すること。
- ・本事業はオーストラリア(豪州)政府が実施したフィージビリティ・スタディを 引き継ぎ、当初管理棟の建設等は豪州政府の支援(無償)が想定されていた。ま た、ADB とニュージーランドの支援で新しい国内埠頭を建設する計画があり、そ れとの相乗効果も見込んでいた。しかし、その後豪州国内の政策転換があり、豪

¹² 対象とする保護者は学校および School Management School Management Committee と調整の上、協力的な保護者を想定する。

州政府による無償支援がキャンセルになったことにより、管理棟建設を借款事業のスコープに加える必要が生じるとともに、ADB・ニュージーランドの新国内埠頭の建設が遅延したため、バヌアツ政府が仮設国内埠頭を設置しなければならない状況となった。

- ・また、詳細設計を行った結果、想定とは異なり軟弱地盤であることが判明。更に深い杭打ち作業と高い技術力を伴う鋼管矢板等の設計変更が必要となった上に、急激な円安に見舞われた。これらの大きな状況変化にどのように対応し、追加借款の承認とポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業(II)の実施、完了に至ったかを、関係者へのヒアリングを通じて確認する。
- ・結果的に、オーストラリアが支援し続けた国際埠頭オペレーターの高い手腕と ADB・ニュージーランド事業の効果が、本事業の効果持続に寄与した側面があると 思われるが、これらの協力関係を構築・強化するために JICA 関係者がとった対応、工夫についても分析し、可能であれば教訓を導出する。

(7) IRR 再計算¹³

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発 注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出す ること。

_	- 0		
	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整 備事業/ポートビラ港ラペタシ国際多目 的埠頭整備事業(II)(一体評価)	FIRR/EIRR
2	パキスタン	パンジャブ州灌漑システム改善事業	EIRR

事前事後比較表(案)の作成

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前) と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較 表(案)(原則15ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与 する。事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発 注者に説明し、承諾を得る。

(9) 暫定評価と協議

収集された情報を分析し、評価 6 基準に基づく暫定的な評価を行う。併せて提言・教訓の方向性を検討する。左記暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

(10) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を 目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

¹³ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

(11) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る¹⁴。和文の承諾後、評価報告書(案)(英文)を最終化し、発注者の承諾を得る¹⁵。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ最終化し、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに 個別プロジェクト教訓シート(和文・英文)を作成する。

(15) LNOB事後評価の改善に向けた提言

パキスタン「シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画/シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画(一体評価)」の詳細分析(詳細は、(5)2)を参照)を踏まえ、LNOBの視点を反映した事後評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下構成(案)を含むものとする。

<構成(案)>

- (i) 今回の調査の内容とその分析結果
- (ii) 評価実施における課題と改善案
 - 各案件で扱う範囲:定義設定や調査の規模など
 - 分析結果のレーティングへの反映方法についての提言案
- (iii) 今後のLNOB詳細分析対象案件の選定にあたっての提言
- (iv) 個別案件ごとの課題と改善案
 - (v) その他 実施の際に直面した課題と改善案

第6条 報告書及び提出物等

- (1)成果品
 - 1)評価報告書
 - ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む

¹⁴ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。

¹⁵ 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

・報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第 3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件(3)配付資料/公開資料等を参照のこと。

提出様式:電子データ(PDF版・Word版:CD-ROM 3部)による提出。

提出期限: 2023 年 11 月下旬

(2) 提出物

1) 収集資料

- ① IRR 再計算の根拠資料
- ② 一次データ(定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など(ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録(第5条(6)1)を参照)、LNOBの詳細分析インタビュー項目及びフォーカスグループインタビュー(FGI)記録など)(第5条(5)2)を参照))
- ③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚程度(解析度 300~350dpi) ¹⁶
- 2) LNOB の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言ペーパー
- 3) 教訓シート(第5条(14)参照)

提出様式: 1) と2) は電子データ (CD-ROM 1部)

3) は電子データ(メールに添付、上記 CD-ROM には含まない)

提出期限:上記(1)と同じ。

第7条 その他

(1) 関係者との連絡

JICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ (利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧)で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館およびJICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA事

¹⁶ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します(JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします)。

務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安 状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICAのホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICAの個人情報の保護に関する実施細則(平成17年細則(総)11号)等に基づく取扱いとなる。

以上

別紙1:プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案への該当条項
1	設定されている指標データの入 手方法、又はより適切な代替指 標が考えられる場合はその指標 及び入手方法について	第4条(1)調査・分析の実施基準、脚注3(P11)
2	現地補助員の南北10校ずつの選 定基準と踏査先の候補	第4条(2)4)パキスタン:シンド州 南部農村部女子前期中等教育強化計画 /シンド州北部農村部女子前期中等教 育強化計画(一体評価)【机上調査】 脚注8(P15)
3	有効性・インパクトにかかる代 替指標	第4条(2)4)パキスタン:シンド州 南部農村部女子前期中等教育強化計画 /シンド州北部農村部女子前期中等教 育強化計画(一体評価)【机上調査】 脚注9(P16)
4	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3)ローカルリソースの活用、 脚注10 (P16)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験 評価対象とする類似業務:事業評価に関する業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数 プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対 象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のと おりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願いま す。
 - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者/プロジェクト評価1
 - ▶ プロジェクト評価 2
 - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 7.78 人月
 - 2)業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/プロジェクト評価1)】

- ① 類似業務経験の分野:事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域:バヌアツ、フィジー、パキスタン及びその他全途上 国地域
- ③ 語学能力:英語

【業務従事者:プロジェクト評価2】

- ① 類似業務経験の分野:事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域:バヌアツ、フィジー、パキスタン及びその他全途上 国地域
- ③ 語学能力:英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2022年10月~2023年11月

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1) 業務量の目途

約 10.18人月(現地:1.53人月、国内:8.65人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案し てください。

- ① 業務主任者/プロジェクト評価1(3号)
- ② プロジェクト評価2 (3号)
- ③ プロジェクト評価3 なお、本件では業務管理グループの適用は想定していません。
- 3) 渡航回数の目途 全3回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料(全案件共通)
 - 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver. 2
 - 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver. 2
 - 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver. 2
 - 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2
 - 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス (2018 年度改訂版)
- 2) 配付資料(該当案件のみ)
- ・バヌアツ「ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業」審査調書、Project Completion Report (PCR)
- ・バヌアツ「ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業(II)」審査調 書、PCR

- ・フィジー「災害復旧スタンドバイ借款」審査調書、PCR
- ・パキスタン「パンジャブ州灌漑システム改善事業」審査調書、PCR 上述2)については、JICA評価部(<u>jicaev@jica.go.jp</u>)へ連絡し入手し てください。審査調書と PCR の受領に当たっては別途誓約書をご提出いた だきます。

3) 公開資料

・事業事前評価表(全スキーム)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php (案件名で検索) 事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。

・JICA 図書館にて公表されている報告書等¹⁷ https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html

(案件名またはキーワードで検索)

4) その他関連資料

- JICA 事業評価ガイドライン(第2版)
- JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2.0)
- ・別冊【2022】外部事後評価レファレンス <u>事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェ</u> クト - JICA (各リンク先よりダウンロード可能)
- 事業評価年次報告書 2021 事業評価 | 事業・プロジェクト JICA

(4)安全管理

【バヌアツ】

1) 事前準備

滞在期間が30日を超える場合は別途入国ビザの申請が必要なため、支所担当者と連絡を取り原則一か月前までに必要書類を支所宛に送付する。

2) 行動規範

- IM カード購入またはローミング・サービス手続き等により、現地での携帯電話番号を確保する。(空港に SIM カード販売店あり)
- 携帯電話番号を入手次第、バヌアツ支所に連絡する。
- 渡航先は、必ず携帯電話が通じる地域に限定し、不測の事態に対応できるように する。
- 移動手段についてはバヌアツ支所へ相談の上、決定すること。船、ボートによる 移動の場合乗船定員が守られているか、救命具が備えられているかを確認する。
- 女性の服装はできるだけ肌や体の線がはっきりと出るものは避け、目立たない服装とする。また、夜間の公共交通機関利用時には女性が単独での乗車を行わないこと。
- 夜間の外出はできるだけ徒歩での移動を避け、借り上げ車両や公共交通機関を利用すること。
- 火山地域への立ち入りは、バヌアツ気象・地象災害局 (http://www.vmgd.gov.vu/vmgd/index.php)の最新の火山情報を各自確認したう えで 計画すること。火山のアラートレベルが「3」以上の場合は火山のある島へ

¹⁷ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。18 契約後に配布

の渡航を見合わせることとし、アラートレベル「2」の場合は気象・地象災害局が設定した Permanent Exclusion Zone に加えて Danger Zone A への JICA 関係者の立ち入りを禁止する。状況は急激に変化する可能性があるので最新の情報を入手するよう留意すること。

【フィジー】

1) 事前準備

渡航前に「フィジー国安全対策マニュアル¹⁸」を熟読すること。 ※ スバ、ラウトカ、ナンディ等都市部を中心に窃盗、強盗、暴行、薬物関連の 犯罪、住居侵入、性犯罪等の犯罪被害が多く発生しており、日本人も被害に 遭っている。常に警戒を怠らず、周囲の治安情勢に注意を払いつつ 情報収 集を行い、各自危機管理意識を高めること。

2) 行動規範

- SIM カード購入またはローミング・サービス手続き等により、現地での携帯電話番号を確保する。携帯電話を常に携帯し、確実に連絡の取れる体制を構築する。
- 携帯電話番号を入手次第、フィジー事務所に連絡する。
- 渡航先は、必ず携帯電話が通じる地域に限定し、不測の事態に対応できるようにする。業務上やむを得ない場合は、衛星携帯電話を貸与することで携帯電話の通じない場所への渡航も認める。
- 移動手段については事務所へ事前に相談のうえ承認を得ること。船、ボートによる移動の場合、旅客定員が守られているか、救命具が備えられているかを確認する。夜間(日没~夜明け)や悪天候時、その他危険と考えられる状況が想定される場合には海上活動を避けること。
- 都市間移動手段:都市間の長距離での陸路移動においては、交通事故のリスク があるため、ミニバス(10 名程度が乗れるバン)の利用は禁止。夜間(日没以 降)の 50km 以上の長距離での車移動も原則禁止。
- 夜間(日没以降)の徒歩移動は禁止。近距離でも必ずタクシー等を利用し、ドアッツードアの車両移動を行う。
- 女性の服装はできるだけ肌の露出を避け、目立たない服装とする。
- スバ市内の海沿いにある Stinson Parade 沿いのレストランは、店前に駐車 スペースがなく、車の待ち時間や乗降時を狙った犯罪被害が多く、過去に多くの邦人も被害に遭っていることから、昼・夜、時間帯を問わず利用禁止とする。

【パキスタン】

1) 行動規範

- 軍・警察・司法・宗教関係の施設や宗教行事、不特定多数が集まる施設を避けること。 (テロ回避)
- 欧米系ホテル・施設、欧米人が多く集まるレストラン等を避けること。(テロ回避)
- 移動時には車両を使用する。人気のない場所及び夜間の一人歩きはしないこと。 (誘拐・一般犯罪対策)
- マーケットについて現在、時間制限は敷いていないが、以下のことに注意すること。また、スリの被害が発生しているので周囲に十分注意すること。① 頻繁に立ち入らないこと。② 立ち入る際には廻りの様子に十分注意して用事は手短に

¹⁸ 契約後に配布

済ませること。 ③ なお、イスラマバードのアッパラマーケットについては集会が頻繁に行われる こと、また一般犯罪も多発していることから立ち入りは禁止。

- ホテルについて、欧米系ホテル・施設の利用を避けること。また、大通りとの間にバッファーゾーンがない、宿泊客の確認がなされていない等、安全対策が十分に確保されていないホテルの利用はなるべく控えるとともに、やむを得ず安全確認調査を実施していないホテルに宿泊する場合は、必ず安全対策アドバイザーからチェックを受けること。特に下記のホテルは原則利用を禁止する。ラホール:ホスピタリティーイン(旧ホリデーイン)
- 軍・警察・司法・宗教(シーア派モスク、イスラム聖廟等)関係を狙った治安事件が続いているので、これら施設には近づかないよう、十分に注意すること。また、反政府デモ等群衆の集結地点には絶対に近づかないこと。
- パキスタン事務所ではオペレーションルームを設置している。全 JICA 関係者(調査団のメンバーは代表者の方が取りまとめる)、①毎日の定時連絡(19:00~21:00)、②都市間移動時の連絡、③パキスタン入国時、の各々の場合でオペレーションルームへの連絡が必要となる。
- 米、西洋諸国及びサウジアラビア国関連施設(大使館・領事館)は避けること。もし業務上、それら施設への訪問が必要な場合は、事務所に相談すること。
- 外出する際には、必ず身分証明書(パスポート或いはカラーコピー等)を携帯 すること。
- 空港を利用する際、出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在 時間を最小限にすること。
- 肌の露出の多い服装を控え目立たないようにすること。
- 移動は原則として用務先、宿泊先およびプロジェクトサイト等に限定するとともに、不要・不急の外出を避けること。特に、夜間の外出は最小限にとどめること。
- 移動手段について陸路移動は車両を使用する。移動中はドアをロックし、移動ルートを不定期に変更し、不審車両による追跡がないか等細心の注意を払うこと。 空路移動は原則パキスタン航空(PIA)を利用するものとするが、フライトスケジュール(欠航・遅延含む)等の事情により PIA が利用できない場合はシャヒーン航空及びエアブルーの利用も可とする。
- 連絡手段について、携帯電話は常に出られる状態にしておくこと(安否確認を要する治安事件が発生しているため)。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費(PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等)は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 定額計上について 特になし
- (4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てした合計額(税抜き)で計上してください。

(5) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、 提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

【バヌアツ】

東京⇒シドニー⇒ポートビラ(カンタス航空)

東京⇒ブリスベン⇒ポートビラ(カンタス航空)

東京⇒オークランド⇒ポートビラ(ニュージーランド航空、バヌアツ航空)

東京⇒ヌーメア⇒ポートビラ(エアカラン)

東京⇒ナンディ⇒ポートビラ(フィジー航空)

【フィジー】

東京⇒ナンディ (フィジー航空)

東京⇒香港⇒ナンディ(キャセイパシフィック航空)

東京⇒オークランド⇒ナンディ(ニュージーランド航空)

東京⇒シドニー⇒ナンディ(カンタス航空)

東京⇒ブリスベン⇒ナンディ(カンタス航空)

また、全渡航回数3回(バヌアツ2回、フィジー1回)を想定していますが、 各業務従事者の渡航回数は競争参加者が提案してください。

- (6)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
 - (7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5.その他留意事項

特になし

別紙2:プロポーザル評価表

以上

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(50)
(1)業務実施の基本方針の的確性	2 0
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	2 0
(3)要員計画等の妥当性	1 0
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)
	(40)
(1)業務主任者の経験・能力	業務主任者
	のみ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/プロジェ	(27)
<u>クト評価 1</u>	_ . ,
ア)類似業務の経験	1 0
イ)対象国・地域での業務経験	3
ウ)語学力	4
エ)業務主任者等としての経験	6
オ)その他学位、資格等	4
② 業務従事者の経験・能力: プロジェクト評価2	(13)
ア)類似業務の経験	7
イ)対象国・地域での業務経験	2
ウ)語学カ	2
エ)その他学位、資格等	2